

「採用試験の在り方を考える専門家会合」（第9回）議事要旨

1 日時：平成20年12月26日（金） 10:00～12:00

2 場所：人事院第1特別会議室

3 出席者（五十音順）

岩澤 康裕	東京大学大学院理学系研究科教授
金井 利之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
高橋 滋	一橋大学大学院法学研究科教授（座長）
土井 真一	京都大学大学院法学研究科教授
野澤 正充	立教大学大学院法務研究科教授
廣瀬 壮一	東京工業大学大学院情報理工学研究科教授
吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授

（欠席：岡田 真理子 和歌山大学経済学部准教授、工藤 裕子 中央大学法学部教授）

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 事務局から資料の説明
- (3) 意見交換
- (4) 閉会

5 議事概要

各試験における能力実証の手法、受験資格、試験日程等について意見交換が行われ、出席者から大要以下のような意見等があった。

- 採用試験において専門性の検証を行うことは必要であるが、法律や経済の高度の専門知識が必要とされる分野は、専門家に委ねることも可能であると考えられる。行政官を採用するための試験では、歴史や地理など、古典的な学問分野に関する知識を、単なる教養科目ではなく、専門科目的な位置付けで問うことも考えられるのではないか。
- 教養試験を資格試験化し、一度合格すれば数年間有効とする仕組みは、技術的には難しいかも知れないが、大学院に進学する者にとっては一定の効果があると考えられ、検討の余地はあるのではないか。

- 前回の会合における議論にもあったように、総合職試験においては、専門記述式試験や総合試験のウエイトを高める方向で検討すべき。
- 専門職試験として、法律実務の専門家を採用するための試験を新たに設けるといのは適当ではない。法律の専門家が必要であるなら、少なくとも司法修習を終えた者を採用しなければ、訟務などを担当することは難しい。
- 採用試験において、英語のウエイトをあまり高めすぎてしまうと、大学等で語学を専攻している者が多く合格することになる。現行試験に比べて、英語のウエイトを高めることに異論はないが、どの程度高めるかについては、慎重に検討する必要がある。
- 今回の採用試験の見直しにおいて、現行試験から大きな変更があるのは、院卒者試験を新たに設けることであり、院卒者試験をどのようにするかということをしかりと考える必要がある。技術系で言えば、現在既に大学院の方が優秀な人材が多いと考えられる中で、院卒者試験を作るのであれば、多くの院卒者が受験してくれるような仕組みを作ることが必要である。その場合、院卒者試験と大卒試験を同等に評価するためには、全く別の仕組みとして作るのは困難であり、一定の部分は共通の枠組みとしつつ、院卒者試験ではそれにプラスして新たな試験を課すという形にならざるを得ないのではないか。
- これまでの議論にもあったように、院卒者試験と大卒試験は単に入口の違いだけであり、採用後の昇進等に違いがないということではよいのではないか。
- 院卒者試験の受験資格として学歴要件を課すのであれば、院卒見込みとして受験し、合格した者が、大学院を修了できなかった場合には、採用されないとする仕組みも考え得るのではないか。
- 大学院の中には、修士課程を1年で修了することができる制度があるところもあるが、大学院に進学した優秀な人材が受験しやすい試験とすることを目的として院卒者試験を新たに設けるのであれば、そのような大学院の出身者にも院卒者試験の受験資格を与えることが適当ではないか。
- 修士課程を1年で修了するコースがある場合には、大学院に証明書等を発行してもらうことにより、院卒者試験の受験資格を認めるという仕組みとすればよいのではないか。

- 大学院を修了できなかった場合には採用されないという仕組みであるということをおろそかに明示しておけば、そのような仕組みを導入しても学生との関係でも特段問題とはならないのではないかと。
- 学歴要件を課すということは、教育内容を満たしていることを要件としているということである。大学院を修了できなかった者は、大学院の指導教員等から、大学院における教育内容を満たしていないとされたということであり、そのような者については、院卒者試験に合格したとしても、大学院を修了しなかったことをもって採用できないとすることは合理的ではないかと。
- 院卒者試験の受験年齢の上限は、大卒試験に比べて2歳上とするのが普通であろう。
- 高年齢の者の受験を認めたとしても、実際に採用にはつながり難いと考えられることから、一定の上限年齢は課さざるを得ないのではないかと。
- 総合職試験の大卒試験と一般職試験の大卒試験は、同じ上限年齢としてよいのではないかと。具体的には、現行のI種試験の上限年齢の33歳未満として問題ないのではないかと。
- 受験資格として年齢による下限を設けられない場合に、下限を一切設けないと、試みに受験する者が多くなること等が想定されることから、何らかの下限は設けざるを得ないと考えられるが、その場合の下限の設定方法については引き続き検討が必要である。
- 改正雇用対策法との関係はあるとしても、公務員試験の場合には、人事制度上、年齢による下限を課すことに合理的な意味があるという政策判断があるのであれば、その必要性についてきちんと説明できるならば年齢による下限を課すということもあり得るのではないかと。
- 年齢制限の禁止については、雇用対策法の改正に際し、「国家公務員についても、民間事業者への義務化を踏まえ、本改正の理念の具体化に向け適切な対応を図る」との附帯決議が国会においてなされていることに配慮する必要があるのではないかと。
- 一般職試験の高卒試験について、高校新卒者を念頭においた受験資格と、現行の再チャレンジ試験も取り込む形の受験資格を設ける場合、それぞれの採用枠を分けておく、というのは考え方としてあり得るのではないかと。

- 採用試験に関し、中立機関たる人事院が行う以上、その制度内容には筋が通っていなければならない。院卒者試験や、一般職試験の高卒試験の一部に、学歴要件を課すのであれば、どのような理由でそれらの試験は学歴要件とするのか、残りの試験にはなぜ学歴要件を課さないのかということをはきちんと説明する必要がある。
- 一般職試験の高卒試験について、高校新卒者向けの試験と、一定の社会人経験も有する者も受験する試験を分けるのであれば、試験の内容についても、何らかの違いを持たせる必要があるのではないか。
- 現行の再チャレンジ試験を、一般職試験の高卒試験の一部に取り込むとする場合、当該試験について、最初に就くポストはこのレベルであるということは明示しつつ、優秀な人材を確保する観点から、あまりマイナスイメージにならないようにする必要がある。
- 専門職試験の受験資格については、総合職試験・一般職試験の受験資格の在り方に連動する部分はそれらに準拠して対応すればよいのではないか。また、現行の特定省庁を対象とする試験を専門職試験として位置付ける場合の受験資格については、基本的に現行の各試験における受験資格を踏襲すればよいのではないか。
- 中途採用試験の受験資格については、上限年齢を定める必要はないのではないか。他方、現行の経験者採用システムのように、民間企業等における一定期間の勤務経験を受験資格として課す必要があるのではないか。
- 中途採用試験において、上限年齢は設けない方がよいとも思われるが、上限年齢を設けない場合、高年齢層の合格者は事実上採用につながりにくいとも考えられ、それらの者の期待を裏切る結果とならないか。
- 社会全体の雇用情勢が予測できないこともあり、中途採用試験については上限年齢を定めない方がよいのではないか。
- 院卒者試験の実施時期について、現行のⅠ種試験と同時期とすると、新司法試験と概ね時期が重なる。法科大学院からの受験者を念頭に置くのであれば、新司法試験が一段落した6月ごろに第1次試験を実施するということは考えられないか。ただし、その場合、総合職試験の大卒試験の実施時期も遅くなることから、民間との競合の観点で問題があるかもしれない。
- 技術系の大学・大学院にとって、公務員試験の実施時期は重要な問題。

現在、特に外資系の企業が、学部3年次の秋頃から採用活動を開始しており、その時期の教育が十分にできないという問題がある。そのような状況の中で、仮に公務員試験の実施を学部3年次に前倒ししてしまうと、民間企業の早期の採用活動にお墨付きを与えることになってしまう。公務員試験の実施時期は、あるべき姿のメッセージを発する意味でも、最終学年で受験させる、ということにすべき。

- 実際の試験は4月以降ということであれば、申込みの時期が学部3年次の3月になったとしても、学業との関係では問題ないだろう。
- 総合職試験の第1次試験を、現行のI種試験より若干前倒しし、4月中旬に実施すると、その時期は、授業やゼミの滑り出しの時期と重なることとなるので、むしろ4月上旬に実施するほうが望ましい。
- 試験日程を前倒しすると、官庁訪問の時期も前倒しされることとなる。総合職試験合格者の官庁訪問が仮に6月上旬から開始されるとした場合、その時期の大学の授業は基本的に受けられないこととなる。特に、首都圏以外の大学の学生は、完全に大学を休んで東京に出てくる必要があり、学業との関係での負担も大きい。
- 官庁訪問を土日に実施できないというのは採用側の論理ではないのか。土日に官庁訪問の対応をすれば、学業への影響は最小限に抑えられるのではないか。
- 総合職試験の採用候補者名簿の有効期間は、現行のI種試験と同様、3年に設定してよいのではないか。
- 採用試験の見直し後においても、試験に合格すると周囲から祝福されるようなステータスを保持する必要があり、そのような観点から具体的な試験の内容についても検討すべきではないか。

以 上

(文責：専門家会合事務局 速報のため事後修正の可能性あり。)